

# 参 考 資 料

## (規則等改正案)

(農林水産省提出資料)

- ・ 獣医療法施行規則の一部を改正する省令（案） ..... 2
- ・ 獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（案） ..... 6

○農林水産省令第 号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第十三条 (略)

2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト

二・三 (略)

3 (略)

(線量の測定等)

第十四条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。

一 三 (略)

四 前各号の規定のほか、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

五・六 (略)

(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

第十五条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 人体の組織(眼の水晶体及び女子の腹部を除く。)別の等

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第十三条 (略)

2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト

二・三 (略)

3 (略)

(線量の測定等)

第十四条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。

一 三 (略)

(新設)

四・五 (略)

(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

第十五条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 人体の組織別の等価線量について、四月一日、七月一日、十

価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

三 眼の水晶体の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計。ただし、四月一日を始期とする一年間についての眼の水晶体の等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む第十三条第二項第一号に定める五年間について、四月一日を始期とする一年間ごとに累積した値

四 女子の腹部の等価線量について、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計（女子の腹部の等価線量にあつては、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計）

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第 号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十四条の規定に基づき、平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十九号（獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 規則第十四条の等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、いずれか適切なものとする。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 規則第十四条の等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。